

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業  
(プラットフォーム支援員による体制強化)】

## 概要レポート 第11回：EUのGI規制



Eurovision & Associates

2024年3月

## 地理的表示（GI）に関する EU の動向

EU の地理的表示（Geographical Indications：GI）制度は、農産物や食品の正統性と品質を保護し、消費者の商品に対する信頼を育み、生産者を支援するためのものである。

**EU の GI に関する概要：**EU の商品保護政策は、地理的原産地と伝統的なノウハウを重視し、特定の産地商品の名称を保護している。商品名が原産地と特定の関連がある場合、GI が認められる。GI の登録により、生産者は消費者の信頼を獲得し、製品の品質保証につながることに加え、販売増加を期待することができる<sup>1</sup>。EU は、GI 登録の審査中、または、すでに登録されている製品と各製品の地理的・生産的仕様の詳細を登録簿に記載している<sup>2</sup>。また、GI は、知的財産の一つとして、他国との貿易交渉において重要な役割を果たしている。実際に、日・EU 経済連携協定で見られるように、GI 登録された商品名を持つ製品は、協定を結んだ EU の全加盟国において、模倣品などから法的に保護される。この保護制度は、EU 域内外で生産された商品が対象となっている<sup>3</sup>。

以下表の通り、地理的表示には主に 4 つのカテゴリーがある<sup>4</sup>。GI 以外にも、EU の品質制度では、伝統的な生産工程を持つ製品や、山や島などの厳しい自然を原産地とする製品の保護に焦点を当てているものもある。例えば、「山岳製品（Mountain Product）」という用語は、山岳地帯で生産され、厳しい自然条件を考慮した製品であることを示している。また、Guadeloupe や Azores 諸島などの遠隔地という理由から販売などで困難な状況に直面している地域では、これらの地域で生産された商品に対する認知度を高めるために、添付の EU 遠隔領土の農業製品もしくは食品（agricultural and food products from the EU’s outermost regions）ロゴが作成されている。



名称	対象	概要
 原産地呼称保護 (Protected Designation of Origin：PDO)	食品、農業製品、ワイン	生産地との結びつきが最も強く、生産、加工、調理といったあらゆる工程が特定の地域で行われる製品に適用される。 例：Kalamata 産オリーブオイル（ギリシャの Kalamata 地方でのみ生産され、地元のオリーブ品種を使用している）
 地理的表示保護		製品名と特定の地理的地域との関係を強調するもので、生産工程のうち少なくとも一つの工程が、指定された地域で行われることが必須となる。

<sup>1</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en)

<sup>2</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-registers\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-registers_en)

<sup>3</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en)

<sup>4</sup> [https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained\\_en](https://agriculture.ec.europa.eu/farming/geographical-indications-and-quality-schemes/geographical-indications-and-quality-schemes-explained_en)

(Protected Geographical Indication : PGI)		例：Westfälischer Knochenschinken PGI ハム (Westfälischer 地方の伝統技術によって生産されているが、使用されている肉は、ドイツの特定の地域で生まれ、飼育された家畜のものだけではない。)
 地理的表示 (Geographical Indication : GI)	蒸留酒	特定の国、地域、地方と結びついた蒸留酒の名称を保護するものである。少なくとも1つの蒸留または調合工程がその地域で実施されている必要がある。原料は必ずしもその地域で生産されたものである必要はない。 例：アイリッシュ・ウイスキー (アイルランドで醸造、蒸留、熟成されているが、原料は他の地域からもたらされることもある。)
 伝統的特産品保証 (Traditional Special Guaranteed : TSG)	食品、農業製品	製品の製造方法や成分などの伝統的な側面を保護するもので、特定の地域と関連付けるものではない。TSGとして登録された製品名は、偽造や誤用から保護される。 例：ブリュッセルとその周辺で生産される伝統的な Gueuze ビール (生産方法は保護されているが、他の場所で生産される可能性もある。)

地理的表示については、EU レベル以外で、加盟国レベルもしくは事業者レベルでの運営も許可されている。これらは、EU レベルの地理的表示と同様に製品の品質に対する消費者の信頼を高めるものであるが、EU が制定しているベストプラクティスに関するガイドラインに基づき運営しなければならない<sup>5 6</sup>。

**GI 制度強化のための規制提案：**2022 年 3 月に欧州委員会は、上述の品質制度に関する規制強化を目的とした規則を提案した。同提案は、2020 年 10 月から 11 月に実施された初期影響評価 (Inception Impact Assessment) や 2021 年 1 月から 4 月にかけて行われた公開協議などを始めとする広範な協議に基づき作成されている<sup>7 8</sup>。本提案の第一の目的は、EU 全体で GI の導入を促進し、農村経済に恩恵をもたらすと同時に、特にオンライン市場における製品の保護を強化することである。欧州委員会の提案には、既存の制度を強化・充実させる措置が含まれている。主な措置は以下の通り<sup>9</sup>。

<sup>5</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:030301\\_1](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:030301_1)

<sup>6</sup> [https://ipkey.eu/sites/default/files/ipkey-docs/2021/IPKeySEA\\_jan2021\\_Benedetto-Francesco-Ballatore\\_Best-Practices-in-the-Enforcement-of-Geographical-Indications-in-the-EU.pdf](https://ipkey.eu/sites/default/files/ipkey-docs/2021/IPKeySEA_jan2021_Benedetto-Francesco-Ballatore_Best-Practices-in-the-Enforcement-of-Geographical-Indications-in-the-EU.pdf)

<sup>7</sup> <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-&-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-en>

<sup>8</sup> [https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-&-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-public-consultation\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12664-Food-&-drink-EU-geographical-indications-scheme-revision-public-consultation_en)

<sup>9</sup> <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022PC0134R%2801%29>

1. 持続可能性の促進：生産者が社会的、環境的、経済的な持続可能性への取り組みを製品仕様の中で強調できるようにする。
2. オンライン上の知的財産の保護強化：ネット通販に代表されるオンライン上の知的財産の保護を強化する。ドメインネームシステムにおける知的財産の不正使用に対する保護措置が含まれる。
3. 生産者グループの強化：生産者グループに権限を与えることで、地理的表示の管理、実施、発展。この権限付与には、偽造防止当局や EU 全土の税関サービスへのアクセスも含まれる。
4. 登録手続きの簡素化：欧州委員会は GI の登録手続きの短縮と簡素化を推進。これには、様々な技術的規則または手続きに関連した規則を統合し、EU 加盟国および非加盟国の申請者に適用できる統一的な GI 登録手続きにすることが含まれる。

**EU 理事会と欧州議会の暫定合意**：2023 年 10 月 24 日に、上述の提案に関する EU 理事会と欧州議会の間で協議が行われ、欧州委員会と同様に、GI およびその他の保護制度をさらに強化し、EU 全域でこれらの制度の認知と利用拡大を進めることで暫定合意に達した。この合意は、地方、特に農村地域経済にとって有益なものとなり、また世界規模での EU の伝統的な食文化の保護をより確実にすると期待されている。

EU 理事会の議長国(当時)であるスペインのプラナス農業・漁業・食料大臣は、欧州の美食の伝統を世界に広める GI の意義を強調した。同大臣は、今回の暫定合意が欧州全域で GI の受け入れを促進し、特にオンライン上での保護を強化することで、世界市場における欧州産商品の評価向上に寄与するとの見解を示した<sup>10</sup>。暫定合意の主な内容は以下の通り<sup>11</sup>。なお、これらの意見は、ほぼ上述の欧州委員会の提案と重なる内容となっている<sup>12</sup><sup>13</sup>。

1. 登録手続きの合理化：より効率的で簡素化された登録手続きを導入し、申請から実際に GI 登録までの待ち時間を短縮する
2. ネット通販で販売される商品に対する保護強化：地理的表示を含むドメイン名は、デジタルサービス規則 (Digital Services Act) の下で保護される
3. 生産者グループの権限強化：加盟国は、生産者グループを指定できる。指定された生産者グループ (Recognised Producer Groups) は、グループに所属する生産者の商品に対する保護行為を EU 加盟国に代わり遂行できる
4. 持続可能性の重視：GI に登録されている商品の生産者グループは、EU の基準や各加盟国の基準を上回る持続可能性の維持・向上のための対策を採用できる
5. ワイン関連規定の統合：現在、共同市場機構 (CMO) 規則によって網羅されているワインに関する一部条項は、本新規則にも適用される

<sup>10</sup> <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/24/strengthening-geographical-indications-council-and-parliament-strike-deal/>

<sup>11</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST\\_15998\\_2023\\_INIT](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_15998_2023_INIT)

<sup>12</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST\\_15998\\_2023\\_INIT](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_15998_2023_INIT)

<sup>13</sup> [https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:89aabc3e-b0ff-11ec-83e1-01aa75ed71a1.0002.01/DOC\\_1&format=PDF](https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:89aabc3e-b0ff-11ec-83e1-01aa75ed71a1.0002.01/DOC_1&format=PDF)

さらに、今回の暫定合意では、包装食品の原材料に使用される GI も対象となっている。原材料として GI の名称を使用する生産者は、関連する公認生産者グループに事前に通知する必要がある<sup>14</sup>。

本規制適応開始までの処置は、暫定合意に基づいた修正案の作成後、加盟国代表からなる農業特別委員会（Special Committee on Agriculture: SCA）の承認手続きへと進む。その後、本規則は欧州議会と EU 理事会による正式な採択を経て発効となる。具体的な適用時期について、一部条項が 2025 年 1 月からの適用開始となる一方、その他条項の適用開始時期は未定である<sup>15</sup>。

**結びに代えて：**EU の農産物・食品の正統性保持に対するコミットメントは、GI と品質スキームの包括的な制度に顕著に表れており、この点はトリログでも強調された。登録手続きの合理化やオンライン保護の強化といった措置を特徴とする本規則案は、EU の GI に関する認識や保護を強化し、国際的な競争力と欧州産製品の持続可能性を支える重要な一歩となるとみられる。

以上

---

<sup>14</sup> <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/10/24/strengthening-geographical-indications-council-and-parliament-strike-deal/>

<sup>15</sup> [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST\\_15998\\_2023\\_INIT](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSIL:ST_15998_2023_INIT)